

青森県報

第三十七号

令和元年
七月二十九日
(月曜日)

目次

告示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定 (保健衛生課) …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の氏名、主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出 …… (同) …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退 …… (同) …… 二

公告

- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要 …… (商工政策課) …… 二
- 建設業者の許可の取消し …… (東青地域
県民局) …… 三
- 右 同 …… (三八地域
県民局) …… 三
- 右 同 …… (同) …… 四

告示

青森県告示第二百二十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十一条第一号の規定により公表する。

令和元年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関		診療科名	指定年月日
		名称	所在地		
医 難病指定	藤田 有紀	独立行政法人国立病院機構弘前病院	弘前市大字富野町一	整形外科	令和元年・六・二〇
医 難病指定	細川 雅史	ほそかわ耳鼻咽喉科クリニック	むつ市中央一丁目三の三六	耳鼻咽喉科	元・六・一七
医 難病指定	菅原 健	八戸城北病院	八戸市石堂一丁目一四の一四	内科、消化器内科	元・六・三
医 難病指定	高畑 武功	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	腫瘍内科	元・七・九
医 難病指定	羽賀 敏博	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	消化器内科	元・七・一六

青森県告示第二百二十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医から氏名、主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和元年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	指定医の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関		診療科名	変更年月日
			名称	所在地		

青森県告示第二百二十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同

Table with columns for '変更後' (After Change) and '変更前' (Before Change) for '難病指定医' (Rare Disease Designated Doctor). It lists names like 前田 奈津, 毛内 奈津, 清野 祐輔, 小野 裕逸, 岩崎 宏貴, 山田 悦輝, and their respective institutions and medical specialties.

令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和元年七月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

Table for '指定医の氏名' (Name of Designated Doctor) and '担当する診療科名' (Specialty Name). Includes name 清水 将之, address 青森県五所川原市大字鎌谷町一〇三の二, and specialties 内科、外科、胃腸科、整形外科.

公告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年七月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターライアル十和田店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ライアルカンパニー

福岡県福岡市東区多の津一丁目一二の二

代表取締役 榎木野仁司

三 十和田市の意見の概要

1 駐車場の位置及び構造等について、農地転用許可時と異なる計画となっている

ため、許可内容どおりに事業を進めること。

2 特定路外駐車場を設置する場合は、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十一条に適合させるとともに、高齢者・障害者等が円滑に利用できるようにするため、誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十二条に基づく駐車施設を設けること。

3 駐車場の出入口について、駐車場法施行令第七条の技術的基準に適合すること。

4 駐車場内の車路の幅員について、駐車場法施行令第八条の技術的基準に適合すること。

5 一台当たりの駐車スペースについて、十和田市路外駐車場設置(変更)の届出の手に引きに則するよう努めること。

6 店舗敷地内の出入口を利用する車両に対し、駐車場間を横断する歩行者に気を付けるよう注意喚起に努めること。

7 道路沿いの出入口の間にある交差点において、交通渋滞や交通事故が発生しないよう留意すること。

8 人によさしいまちづくりの観点から、駐車場と施設におけるスロープの勾配等に配慮したバリアフリー化や排水溝蓋による段差をなくすこと等構造面に配慮すること。

9 騒音について、民家に近い場所に設置される空調室外機及び吸排気口に起因する騒音苦情に対しては、真摯に対応すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和元年七月二十九日から同年八月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社宝殖建設

二 代表者の氏名 立石孝治

三 主たる営業所の所在地 青森市橋本二丁目一〇の四

四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ九)第一六二九〇号

五 取消年月日 令和元年七月十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ワイズパートナー株式会社

二 代表者の氏名 柳町学

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字上碓田三七の七

四 許可番号 青森県知事許可(特―二九)第一一〇八〇号

五 取消年月日 令和元年七月九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年四月一日前記建設業者が前記建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 荒川建築

二 氏名 荒川賀道

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字大久保字下大久保九の六

四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第三〇〇七二九号

五 取消年月日 令和元年七月九日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年五月三十一日前記建設業者が前記建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭